

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項及び第四項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの又は延べ面積が十平方メートル以内

の物置、納屋その他これらに類するものに用いる基礎である場合

二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合であつて、木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないものに用いる基礎である場合

三 門、塀その他これらに類するものの基礎である場合

2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。

一 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。

二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（平家建ての建築物で延べ面積が五十平方メートル以下のものを除く。）の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあつては、一体の鉄筋コンクリート造（二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。）の基礎ばりを設けること。

三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする

こと。

イ 場所打ちコンクリートぐいとする場合にあつては、次に定める構造とすること。

(1) 主筋として異形鉄筋を六本以上用い、かつ、帯筋と緊結したもの

(2) 主筋の断面積の合計のくい断面積に対する割合を ・四パーセント以上としたもの

ロ 高強度プレストレストコンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格 A 五三三七（プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい）一九九五に適合するものとすること。

ハ 遠心力鉄筋コンクリートぐいとする場合にあつては、日本工業規格 A 五三一（遠心力鉄筋コンクリートぐい）一九九五に適合するものとすること。

ニ 鋼管ぐいとする場合にあつては、くいの肉厚は六ミリメートル以上とし、かつ、くいの直径の百分の一以上とすること。

3 建築物の基礎をべた基礎とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 一体の鉄筋コンクリート造とすること。ただし、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方

メートルにつき七十キロニュートン以上であつて、かつ、密実な砂質地盤その他著しい不同沈下等の生ずるおそれのない地盤にあり、基礎に損傷を生ずるおそれのない場合にあつては、無筋コンクリート造とすることができるとする。

二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあつては、連続した立上り部分を設けるものとする。

三 立上り部分の高さは地上部分で三十センチメートル以上と、立上り部分の厚さは十二センチメートル以上と、基礎の底盤の厚さは十二センチメートル以上とすること。

四 根入れの深さは、基礎の底部を雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、十二センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずること。

五 鉄筋コンクリート造とする場合には、次に掲げる基準に適合したものであること。

イ 立上り部分の主筋として径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分

の下部の底盤にそれぞれ一本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

ロ 立上り部分の補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦に配置したものとすること。

ハ 底盤の補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル以下の間隔で配置したものとすること。

ニ 換気口を設ける場合は、その周辺に径九ミリメートル以上の補強筋を配置すること。

4 建築物の基礎を布基礎とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 前項各号（第五号ハを除く。）の規定によること。ただし、根入れの深さにあつては二十四センチメートル以上と、底盤の厚さにあつては一五センチメートル以上としなければならない。

二 底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること。ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、この限りでない。

底盤の幅（単位 センチメートル） 地盤の長期に生ず	建築物の種類 木造又は鉄骨造その他これに
------------------------------	-------------------------

七〇以上の場合	三〇以上五〇未満の場合	五〇以上七〇未満の場合	類する重量の小さな建築物		その他の建築物
			平家建て		
			二階建て		
			一八	二四	
七〇以上の場合	三〇以上五〇未満の場合	五〇以上七〇未満の場合	類する重量の小さな建築物		その他の建築物
			平家建て		
			二階建て		
一八	二四	三〇	二四	四五	三〇

三 鉄筋コンクリート造とする場合にあつて、前号の規定による底盤の幅が二十四センチメートルを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径九ミリメートル以上の鉄筋と緊結すること。

第二 令第三十八条第四項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。
- 二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。